令和4年度　社会福祉法人　名古屋市社会福祉協議会　組織図（令和4年4月1日現在）

【市社協】

理事会（定数31名）
監事
地域福祉部会
社会福祉施設部会

会長
在宅福祉担当理事（在宅福祉事業本部長兼務）
常務理事（副会長兼務）
事務局
事務局長（常勤理事兼務）

評議員会（定数39名）
- 社会福祉関係事業者
- 民生委員・児童委員またはその代表
- 社会福祉に関係ある団体
- 社会福祉に関する活動を行っている市民活動団体
- 社会福祉関係公務員
- 学識経験者

事務局次長（総務部長兼務）

- 事務局主幹（内部監査等担当）（福祉サービス苦情相談センター所長兼務）
  - 福祉サービス苦情相談センター
  - （副所長）（福祉サービス苦情相談センター・地域福祉推進部　地域支援・施設支援次長兼務）
    - 主事（福祉サービス苦情相談事業担当）
    - 専門職員（福祉サービス苦情相談事業担当）

総務部

- （部長）（事務局次長兼務）
  - 次長 — 主事（人事・庶務担当）
  - 次長 — 主事（採用・育成担当）
  - 次長 — 主事（法人運営・経理担当）
  - 次長 — 主事（経営・企画担当）
    - 名古屋市役所派遣（総務部）

地域福祉推進部

- 部長（ボランティアセンター所長兼務）
  - ボランティアセンター
  - 次長（福祉サービス苦情相談センター副所長兼務）
    - 主事（地域支援・施設支援担当）
  - 次長／主任
    - 主事（地域生活支援担当）
  - （住まいサポートなごや統括責任者兼務）住まいサポートなごや
    - 副所長（ボランティアセンター）
      - 主事（ボランティアセンター事業担当）
    - 所長（住まいサポートなごや）
      - 主事（住まいサポートなごや事業担当）
- 主幹（地域包括・認知症相談支援総括責任者）（いきいき支援センター事業担当）（認知症相談支援センター統括責任者）
  - 認知症相談支援センター
  - 次長
    - 主事（いきいき支援センター運営支援担当）
  - 所長（認知症相談支援センター）
    - 主事（認知症相談支援センター事業担当）
    - 専門職員（認知症相談支援センター事業担当）
- 主幹（生活困窮者自立促進支援担当）（仕事・暮らし自立サポートセンター名駅センター所長）
  - 仕事・暮らし自立サポートセンター名駅センター
    - 主事（生活困窮者自立支援事業担当）
    - 専門職員（生活困窮者自立支援事業担当）
- 主幹（生活困窮者自立促進支援担当）（仕事・暮らし自立サポートセンター金山センター所長）
  - 仕事・暮らし自立サポートセンター金山センター
    - 主事（生活困窮者自立支援事業担当）
    - 専門職員（生活困窮者自立支援事業担当）

権利擁護推進部

- 部長（障害者・高齢者権利擁護センター所長）（成年後見あんしんセンター所長）
  - 障害者・高齢者権利擁護センター
    - 副所長（障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所）
      - 主事（障害者・高齢者権利擁護センター事業担当）
      - 専門職員（障害者・高齢者権利擁護センター事業担当）
    - 副所長（障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所）
      - 主事（障害者・高齢者権利擁護センター事業担当）
      - 専門職員（障害者・高齢者権利擁護センター事業担当）
    - 副所長（障害者・高齢者権利擁護センター東部事務所）
      - 主事（障害者・高齢者権利擁護センター事業担当）
      - 専門職員（障害者・高齢者権利擁護センター事業担当）
  - 成年後見あんしんセンター
    - 副所長（成年後見あんしんセンター）
      - 主事（成年後見あんしんセンター事業担当）
      - 専門職員（成年後見あんしんセンター事業担当）
- 主幹（法人後見センター所長）（高齢者・障害者虐待相談センター所長）（障害者差別相談センター総括責任者）
  - 法人後見センターなごやかぽーと
    - 副所長＊（法人後見センター）
      - 主事＊（法人後見センター事業担当）
      - ＊　第6条之3第1項に、専門職及び地域福祉推進部兼務
      - 専門職員（法人後見センター事業担当）
  - 高齢者虐待相談センター
    - 副所長（高齢者虐待相談センター）（障害者虐待相談センター副所長兼務）
      - 主事（高齢者虐待相談センター事業担当）
      - 専門職員（高齢者虐待相談センター事業担当）
  - 障害者虐待相談センター
    - 副所長（障害者虐待相談センター）（高齢者虐待相談センター副所長兼務）
      - 主事（障害者虐待相談センター事業担当）
      - 専門職員（障害者虐待相談センター事業担当）
  - 障害者差別相談センター
    - センター長（障害者差別相談センター）（法人後見センター副所長兼務）
      - 主事（障害者差別相談センター事業担当）
      - 専門職員（障害者差別相談センター事業担当）

【所管：権利擁護推進部】
- 障害者雇用支援センター
  - 所長
    - 副所長
      - 主事（障害者雇用支援センター事業担当）
      - 専門職員（障害者雇用支援センター事業担当）

【所管：総務部】
- 鯱城学園
  - 副学長（楽陶館館長兼務）
    - 事務長
      - 主事（事務担当）
      - 専門職員（事務担当）
    - 学務主任
    - 楽陶館
      - 陶芸指導員
      - 専門職員（事務担当）
    - 地域活動指導員

【所管：総務部】
- とだがわこどもランド
  - 館長
    - 副館長
      - 主事
      - 専門職員

在宅福祉事業本部

- 在宅福祉事業本部長（在宅福祉担当理事兼務）
- 在宅福祉事業本部次長（在宅福祉部長兼務）（社会福祉研修センター所長兼務）

- 在宅福祉部
  - （部長）（在宅福祉事業本部次長兼務）（社会福祉研修センター所長兼務）
    - 次長／主任
      - 主事（総務担当）
    - 次長
      - 主事（事業担当）
      - 専門職員（事業担当）
- 社会福祉研修センター
  - （所長）（在宅福祉事業本部次長兼務）（在宅福祉部長兼務）
    - 副所長
      - 主事（研修センター事業担当）
      - 専門職員（研修センター事業担当）

【区社協】※「いきいき支援センター」及び「介護保険事業所（デイサービス除く。）」は、市社協事業所

理事会
監事
会長
副会長
総括理事
評議員会

- 事務局長（いきいき支援センター統括責任者兼務）（介護保険事業所長兼務）（デイサービスセンター所長兼務※9区のみ）

<区社協：地域福祉>
- 次長
  - 主事（地域支えあい事業）
  - 専門職員（高齢者はつらつ長寿推進事業）（サロン整備等生活支援推進事業）

<区社協：相談支援※8区のみ、その内4区は次長のみ>
- 次長
  - 主事／専門職員

<市社協：いきいき支援センター>
- センター長
  - 主事／専門職員
  - （分室）※13区のみ
    - 主事／専門職員

<市社協：介護保険事業所>
- 副所長
  - 専門職員（訪問介護事業担当）（居宅介護支援事業担当）

<区社協：デイサービスセンター※9区のみ>
- 副所長
  - 専門職員（デイサービス事業担当）

<区社協：福祉会館※12区のみ>
- 館長
  - 主事／専門職員
  - 専門職員（認知症予防事業担当）

<区社協：児童館※12区のみ>
<児童館長※11区のみ>
- 館長
  - 主事／専門職員

【職員数】

一般職員	嘱託職員	専門職員	合計
291名	35名	663名	989名